

大学生等に対する経済的支援制度（令和2年度）

【国の新たな修学支援制度】

○ 高等教育の修学支援新制度

令和2年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を行うこととしています。

制度の詳細については、ホームページをご参照ください。

◎大学生・高校生・保護者向け特設ページ

<http://www.mext.go.jp/kyufu/>

◎高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

(トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度) を参照

【独立行政法人日本学生支援機構による大学等奨学金事業】

<給付>

○給付型奨学金（支給）

高等教育の修学支援新制度部分参照

*なお現行の給付型奨学金を受けている学生等におかれましても要件を満たすことが確認された場合には、2020年4月から、給付額が拡充される新制度の給付型奨学金に切り替えることができます。

<貸与>

○第一種奨学金（無利子貸与）

特に優れた学生等で、経済的理由により著しく修学が困難な人に貸与します。令和2年度は、平成29年度に実現した貸与基準を満たす希望者全員への貸与、及び低所得世帯の子供たちについての成績基準の実質的撤廃を引き続き確実に実施します。

貸与月額：学生等が選択（例）私立大学自宅通学の場合〔2万円、3万円、4万円、5.4万円〕

○第二種奨学金（有利子貸与）

在学中は無利子、卒業後は年3%を上限とする利子がつきます。第一種よりもゆるやかな基準によって選考されます。平成31年4月から、貸与利率の下限を0.01%から0.001%に引き下げることにより返還時の利息負担の更なる軽減を図りました。

令和元年12月に貸与を終了した者の貸与利率

利率見直し方式（5年毎）……0.004%、 利率固定方式……0.156%

貸与月額：学生等が選択〔2～12万円までの間で1万円単位〕

○入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

第一学年において奨学金の貸与を受ける人は、希望により入学後第1回目の振込時に、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から選択した金額を増額して貸与を受けることができます。

○緊急採用奨学金（無利子）・応急採用奨学金（有利子）

家計の急変（家計支持者が失職、病気、事故、災害等）で奨学金を緊急に必要とする

場合には、年度途中でも随時採用を行いますので、在学している大学等の奨学金窓口にご相談してください。

※所得連動返還方式

平成29年度進学者から、返還月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度を導入し、所得が低い間は月2千円からの返還を可能とすることで、奨学金の返還負担の更なる軽減を図っています。

※大学院業績優秀者免除制度

平成30年度進学者より、博士課程の大学院業績優秀者免除制度の拡充を行い、博士後期課程学生の経済的負担を軽減し、進学を促進しています。

※ 大学等奨学金事業に関する詳細は日本学生支援機構のホームページをご参照ください。
(<https://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)

【各大学等における経済的支援措置】

○授業料等減免

大学院生を対象とした授業料等減免については、各大学等にお問合せください。

○奨学金等

各大学等において、独自の奨学金制度を実施している場合があります。また、財団法人等の民間団体においても各種の奨学金事業が行われています。

※ 各大学等における授業料減免等や独自の奨学金制度について、独立行政法人日本学生支援機構のホームページにおいて情報提供しています。

(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)

※ 上記を含め、各大学における経済的支援措置の詳細については、直接各大学にお問い合わせください。

【厚生労働省施策】

○生活福祉資金（教育支援資金）貸付

非課税世帯相当の世帯に対し、各都道府県社会福祉協議会より、入学に際し必要な経費（50万円以内）及び就学するために必要な経費（月額6.5万円以内（大学の場合※））を無利子で貸与します。

※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可能。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子・父子家庭等に対し、各都道府県・指定都市・中核市が、入学に必要な資金（就学支度資金）及び修学に必要な資金（修学資金）を無利子で貸与します。

また、令和2年度より、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学する子どもの就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加えることを予定しています。

※参考：令和元年度における貸付限度額

就学支度資金…37～59万円以内、 修学資金…月額6.75～9.6万円以内

○進学準備給付金

生活保護受給世帯の子供のうち、高等学校等を卒業し、大学等に進学するため生活保護世帯から脱却することとなる者に対し、自宅通学の場合10万円、自宅外通学の場合30万円を給付する。